

鳥取縣公報

條例

昭和二十六年三月十六日 金曜日

第二千百九十二号

本書ノ大キサハ國定規格A五判

大正十五年七月鳥取縣令第百十三號開墾地移住獎勵規程
は廢止する。

昭和二十六年三月十六日

鳥取縣知事 西尾愛治

昭和二十四年八月鳥取縣規則第七十七號市街地建築物法
に基く建築認可手數料規則は廢止する。

昭和二十六年三月十六日

鳥取縣知事 西尾愛治

この條例は公布の日から施行し昭和二十五年十一月十八
日から適用する。

附則

◆鳥取縣規則第十二号

鳥取縣引揚同胞對策審議會設置條例第八十號鳥取縣引揚同胞

対策審議會設置條例の一部を次のように改正する。

昭和二十六年三月十六日

鳥取縣知事 西尾愛治

◆鳥取縣規則第十三号

昭和二十四年八月鳥取縣規則第七十七號市街地建築物法
に基く建築認可手數料規則は廢止する。

昭和二十六年三月十六日

鳥取縣知事 西尾愛治

規則

◆鳥取縣訓令甲第五号

次に掲げる訓令は廢止する。

昭和二十六年三月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、北海道團結移住ニ関スル要領(明治二十八年三月鳥

取縣訓令第二十二号)

一、北海道国有未開地ノ貸付ヲ受ケンカ爲メ証明ヲ出願

スルモノアルトキ副申方(明治三十二年十一月鳥取縣

訓令第百十一号)

一、北海道移住民規則第三條ニ依リ團結移住者ニ対シ証

明ヲ与ヘタルトキ報告方(明治四十四年一月鳥取縣訓

令第三号)

告 示

◆鳥取縣告示第百十八号

次の者に対し兒童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第十三條第一項第一号の規定による保母資格証明書を交付した。

昭和二十六年三月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◆鳥取縣告示第百二十一号

次に掲げる告示は廃止する。

昭和二十六年三月十六日

鳥取縣緊急開拓事業幹線道路建設事務所規程(昭和二十一年十二月鳥取縣告示第五百十二号)

◆鳥取縣告示第百二十二号

次に掲げる告示は廃止する。

昭和二十六年三月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00359

一、鳥取縣營開墾事務所規程(昭和二十二年三月鳥取縣

告示第八十一号)

◆鳥取縣告示第百二十二号

建設業法(昭和二十四年五月法律第百号)第十四條第四

号の規定による營業届があつたので、同法第十五條第一項第一号の規定により建設業者登録簿から次の者の登録を昭和二十六年二月十四日まつ消した。

昭和二十六年三月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番号 登 錄 商号又主たる營業 申請者

鳥取縣知事 昭和二十 五年七月 松本組

登録(い) 第一七二号 二十一日 七七八

東京都、大阪府、神奈川縣、千葉縣、埼玉縣、茨城縣、群馬縣、栃木縣、靜岡縣、兵庫縣

犬の狂犬病発生都府縣

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00359

鳥取市湯所町一一四ノ二番地 奥田富野

◆鳥取縣告示第百二十号

建設業法第十三條の規定による変更届につき次のように建設業者登録簿に変更登録した。

昭和二十六年三月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番号 登 錄 商号又主たる營業 申請者 所の所在地 氏名

鳥取縣知事 昭和二 十四年十月元日進土建

事登録(い) 第一八号 九日 改日進土建有限公司 明米子市 取締役社長

株式会社 五七 森本繁藏

◆鳥取縣告示第百二十三号

狂犬病予防法(昭和二十五年八月法律第二百四十七号)

第十五條の規定により当分の間次の犬の狂犬病発生都府縣より犬の移入を禁止する。

00351

正誤

昭和二十六年一月鳥取縣條例第三号乃至第八号中誤植があるので次のように訂正する。

号数	條項	誤	正	誤	正
第一條第二項	実施されるまで	実施されるまで	第一條第二項	実施されるまで	実施されるまで
第四條第三項	の間	の間	第四條第三項	の間	の間
第七條第一項	真近上位	直近上位	第七條第一項	真近上位	直近上位
"	へき遠	へき遠	"	へき遠	へき遠
第八條第一項	勞労	勞労	第八條第一項	勞労	勞労
第三項	一、二、三、四、	一、二、三、四、	第三項	一、二、三、四、	一、二、三、四、
十八才未の	五、	五、	十八才未の	五、	五、
第九條第一項	十八才未満の	十八才未満の	第九條第一項	十八才未満の	十八才未満の
第十條第二項	一、二、	一、二、	第十條第二項	一、二、	一、二、
一、二、三、四、	一、二、三、四、	一、二、三、四、	一、二、三、四、	一、二、三、四、	一、二、三、四、
五、	五、	五、	五、	五、	五、
二	二	二	二	二	二
三	三	三	三	三	三
四	四	四	四	四	四

昭和二十六年三月十六日印刷
鳥取縣公報 (昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可
行者鳥取縣鳥取市東町
印刷所
昭和二十六年三月十六日發行

第十八條	人事委員会で	人事委員会が
附則第二項	給料額	給料月額
第五項	それく	それぞれ
第二條	その職務と	その職務を
從事	從事	從事
第七條	専従	専従
第二條	給与	給與
第三條第一項	専従	専従
第四條	從事	從事
第二條第一項	専従	専従
第一條	從事	從事
第二條	從事	從事
第四條第五項	從い	從い
第四條第二項	從い	從い
附則第二項	それく	それぞれ
第四條第二項	給与	給與